

【南風原町飲食店等助成金申請受付概要】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため
できるだけ郵送で申請下さい。

※本事業で得た収入は、全て翌年の申告対象となります。
申告時は”雑収入”となります。

【対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同期比で売上が減少している、南風原町内に事業所等を有する飲食店・喫茶店。

【受付期間】

令和3年1月4日（月）から令和3年2月26日（金）まで
（令和3年2月26日（金）の消印有効）

【支給額】 1事業所あたり一律10万円

※予算の範囲内において給付します。

【申請方法】

できるだけ郵送で申請下さい。

※感染症拡大防止のため、直接持参することとはご遠慮下さい。

※やむを得ず来庁し申請される場合は、事前にお電話等でご予約下さい。

（郵送先）

〒901-1195 南風原町字兼城686番地
南風原町役場産業振興課
南風原町飲食店等助成金 係

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載下さい。

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法をお勧めします。

【お問合せ先】

南風原町産業振興課 南風原町飲食店等助成金 係
（土日祝日は閉庁です。）

（メール：H8894430@town.haebaru.lg.jp）

電話番号：098-889-4430

F A X：098-889-7657

受付時間： 9：00～17：00 （12時～13時除く）

～詳細については次ページ以降の「受付要項」をご確認下さい。～

【南風原町飲食店等助成金 受付要項】

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、その影響で売上高が減少した町内飲食店等を支援するため、南風原町は売上高の前年同期比が減少している事業者を対象に、「南風原町飲食店等助成金（以下「助成金」といいます。）」を支給いたします。

2. 申請要件

本助成金の申請要件は、次の（１）から（６）のすべてを満たす者となります。また、予算に限りがあるため、今回（７）の業種については本助成金事業の対象外となっております。

（１）沖縄県（保健所）から、飲食店営業又は喫茶店営業（自販機・自動車営業・簡易営業を除く）の営業許可証を令和２年４月１日以前に受けていて、本助成金申請時においてその有効期限が過ぎていない者

（２）令和２年４月１日現在、本町に飲食店又は喫茶店を有し、今後も事業継続を行う予定の中小企業及び個人事業者

（３）新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が前年同期比減少した者

①前年同月比が比較できる場合

（平成３１年４月１日より前に起業の場合）

令和２年２月から令和３年１月までのいずれかの月が、前年同月と比べ月単位の売上高が、減少している事業者

②前年同期比が比較できない場合

（今年から店舗を増やした、前年同月にまだ開業していない、等）

対象月（令和２年４月から令和３年１月までのいずれかの月）が、（起業月から令和２年３月までの月平均）と比して売上高が減少している事業者（業歴が１年未満でも前年同月が比較可能な場合は①で申請下さい。）

（４）申請者において南風原町に対し、納期限が到来している町税（住民税、固定資産税、軽自動車税、町法人税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料）の滞納がない者（町の方で納付状況を確認します。）

※町税等の徴収猶予を受けている方は納期限が過ぎていても滞納とならないことがあります。

（５）風営法における「性風俗関連特殊営業」や「当該営業に係る接客業務受託営業」に該当しない者

(6) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員等が暴力団、暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記暴力団及び暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

(7) 本支援事業の対象外の業種

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、農事組合法人、農業協同組合等の組合、有限責任事業組合 等

3. 支援金の額

1 事業所あたり一律10万円 ※予算の範囲内において給付します。

4. 申請受付期間

令和3年1月4日（月）から令和3年2月26日（金）まで
（令和3年2月26日（金）の消印有効）

5. 申請手続き等

(1) 本助成金の申請に必要な書類等の入手方法

南風原町ホームページより様式等のファイルをダウンロードして下さい。

(URL) <http://www.town.haebaru.lg.jp/docs/2020061900024/>

※上記南風原町ホームページで入手が困難な方は、南風原町役場産業振興課にて入手することができます。

(2) 申請書の提出方法

できるだけ、郵送でお願いします。

※感染症拡大防止のため、直接持参することをご遠慮ください。

※やむを得ず来庁し申請される場合は、事前にお電話等でご予約下さい。

(郵送先)	〒901-1195 南風原町字兼城686番地 南風原町役場産業振興課 南風原町飲食店等助成金 係
-------	--

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載下さい。

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法をお勧めします。

ご不明な点は南風原町役場産業振興課へメール、FAX又はお電話にてお問合せをお願いします。

(メール：H8894430@town.haebaru.lg.jp)

(TEL：098-889-4430)

(FAX：098-889-7657)

受付時間： 9：00-17：00 (12時～13時除く)

6. 申請時提出書類

以下の（１）から（７）までの資料を提出して下さい。必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります（８）。また、申請書類の返却はいたしませんのでご了承下さい。

※申請書類はすべてA4用紙にて提出下さい。

提出物一覧

- （１）申請書
- （２）営業許可証の写し
- （３）通帳の写し
- （４）本人確認書類（法人は代表者）の写し
- （５）売上高推移表（前年同月比）
- （６）売上げ減少の確認書類の写し（＋確定申告書の写し）
- （７）起業時期の確認書類
- （８）その他書類審査で必要となる書類
（追加提出を求めることがあります。）

詳細は下記をご確認下さい。

- （１）南風原町飲食店等助成金**申請書**
（2ページありますので、両面印刷で提出して下さい。）
- （２）「**飲食店営業許可証**」又は「**喫茶店営業許可証**」の写し
（令和2年4月1日以前に取得し、申請時において失効していない事）
（自販機、自動車営業、簡易営業は除く）
- （３）口座の**通帳**の（１）表紙及び表紙うら面の写し
（口座番号及び名義人氏名（フリガナ含む）が確認できる箇所）
- （４）**本人確認**書類（写し）
※以下の①又は②のいずれか確認できる書類を1つ
①（法人）法人代表者の
運転免許証・マイナンバーカード・保険証等の書類
②（個人）代表者の
運転免許証・マイナンバーカード・保険証等の書類
- （５）**売上高推移表**
法人：飲食店事業部分でなく法人の全ての売上高で比較します。
個人：営業収入＋不動産収入＋農業収入＝売上高で比較します。

(6) **売上げ減少の確認書類** (以下の①、②のいずれか)

①前年同月比が比較できる場合

令和2年2月から令和3年1月までのいずれかの月が、前年同月と比べ月単位の売上が減少していることを確認できる書類

ア 本年（売上が減少した月）の売上額：売上額を確認できる帳簿（様式は問わない）の写し

※該当月の日ごとの売上が確認出来る帳簿を提出して下さい。

イ 前年同月の売上額：直近の確定申告書関係書類等

法 人（A、Bを提出）

A. 直近の確定申告書**別表一**の写し

B. ①、②のうちどちらか1つ

※①を作成している場合は①を提出下さい。

①法人事業概況説明書（両面）の写し

②売上額を確認できる帳簿等の写し

（日ごとの売上が確認できる帳簿）

個人事業主（A、Bを提出）

A. 直近の確定申告書**第一表**の写し又は住民税申告書類の写し

B. ①、②のうちどちらか1つ

（青色申告を行っている方は①を提出下さい。）

①所得税青色申告決算書P1、P2の写し

（白色申告の場合は不要）

②売上額を確認できる帳簿等の写し

（日ごとの売上が確認できる帳簿）

②前年同期比が比較できない場合

（今年から店舗を増やした、前年同月にまだ開業していない、等）

対象月（令和2年4月から令和3年1月までのいずれかの月）が、（起業月から令和2年3月までの月平均）と比して売上高が減少していることについて、売上高を確認できる帳簿（様式は問わない）の写し（基本的には業歴が1年未満でも前年同月が比較可能な場合は①と同じ前年同月比とします。）

※該当月の日ごとの売上が確認出来る帳簿を提出して下さい。

(6) **起業時期の確認書類**

※以下のいずれかで、事業開始時期を確認することができる書類

- ①個人事業者の開業・廃業等届出書（税務署の受付印があるものの写し）、法人登記簿の写し
- ②その他起業時期が分かる書類等

(7) **その他書類審査で必要となる書類**

(追加提出を求めることがあります。)

7. **支給の決定**

本助成金の要件に合致することを申請書等により確認の上、支給します。申請書の不備がない場合は、交付決定通知後 10日程度（土日祝祭日を含まない）で入金できる見込みです。

8. **不支給の通知**

申請書類の審査の結果、本助成金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知（不交付決定通知書）を送付いたします。

9. **その他**

- (1) 本助成金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、交付の決定を取消し、支給した助成金を返還していただきます。
- (2) 本助成金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、南風原町は検査、報告または是正のための措置を求めることがあります。